みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月10日 午後1時30分~午後2時17分

場 所 みやま市役所大会議室

出 欠 者 出席者 17名 欠席者 2名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市農業委員会令和元年度の目標及びその達成に向けた活動 の点検・評価並びに令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画 について

4. 報告事項

- 1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
- 3. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4. 使用貸借解約通知について
- 5. 非農地証明交付について
- 6. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

5. 閉 会

出席委員(17名) 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名 議席番号 氏 名 新開文則 1番 山 下 秀 德 2番 河 野 義 明 3番 河 野 正春 4番 5番 原 龍三郎 7番 野田惠次 田 8番 加 藤和己 9番 岡田佳子 10番 田 崹 明 11番 嶋 芙沙子 12番 木 下 正信 13番 大 城 祐 吉 15番 河 野 16番 平川弘義 和夫 17番 内 藤秋彦 18番 池田正幸 19番 德 永 順 子

欠席委員(2名)

6番 佐 藤 典 美 14番 中川原 大 吉 出席推進委員 (18名)

氏 名 座席番号 氏 名 座席番号 静 男 21番 田 中 良 和 22番 森 23番 石 橋 直 幸 24番 江 﨑 須三信 25番 松 尾 正 巳 26番 堤 貴 大 27番 篠 﨑 宣治 28番 上 原 充 29番 松尾一則 30番 柿原廣典 坂 梨 誠 治 31番 32番 河 野 通 成 33番 川 口広樹 34番 大 城 政 英 35番 山 下 久 弥 36番 古賀勝 則 39番 岩 屋 明 37番 武 藤 睦 夫

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸 事務局係長 相 地 智 輝 事 務 局 江 﨑 浩 事 務 局 田 中 砂 希

午後1時30分 開会

〇事務局(岡)

それでは、ただいまから令和2年6月定例総会を開催させていただきます。 開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

〇会長 (德永)

〔挨拶を述べる〕

〇事務局(岡)

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、議席番号6番佐藤典美委員、14番中川原大吉委員より欠席の届けが出ておりますの で、御報告いたします。推進委員は、18名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議 席番号3番河野正春委員、同じく4番河野義明委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言って から発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人 名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

〇事務局(江﨑)

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇21番(田中)

申請書及び現地確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆 様の御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○21番(田中)

申請書及び現地の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

〇事務局(江﨑)

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番(松尾)

申請書及び5月22日に地元農業委員と現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定 いたします。 続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番 (篠崎)

先月26日に現地調査と書類精査しましたが、問題ないかと思われます。皆様方よろしく御 検討ください。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明してください。

〇事務局(江﨑)

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇33番 (川口)

高齢者の方からの移動になっています。住宅地の合い中に点々と土地があるようですので、 後の管理をお願いしております。現地の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ない と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、整理番号6番ですが、ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与 することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

〇議長 (徳永)

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満でありますが、法人への貸付けによるものですので要件を満たしております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇3番 (河野)

5月24日に申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定 いたします。

〔該当委員 入室〕

〇議長 (徳永)

続きまして、事務局は、整理番号7番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇34番 (大城)

5月24日、農業委員と2人で申請書及び現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇34番 (大城)

5月24日、同じく2人で申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号9番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇34番 (大城)

5月24日、同じく2人で申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、整理番号10番と整理番号11番は関連がございますので、一括しての審議といたします。

事務局は、整理番号10番と整理番号11番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号10番及び11番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、整理番号10番については賃貸借、整理番号11番は売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇35番(山下)

申請書に基づきまして、5月24日に農業委員さんと現地を確認いたしましたが、何ら問題ないかと思われますので、皆さん方の御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

〇議長 (德永)

整理番号11番は地元委員が違っておりますので、11番の意見をお願いします。

〇39番(岩屋)

申請書並びに現地を確認しましたが、問題ないと思われますので、皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号10番及び整理番号11番について説明がありましたが、御質問、御意見を お受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号10番及び整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号12番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号12番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。

なお、譲受人の耕作面積が5反未満でありますが、親子間の生前一括贈与ですので要件を 満たしております。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇36番(古賀)

5月23日に地元農業委員さんと申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様方の御審議のほどをよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号12番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号12番を原案どおり許可することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号13番について説明をしてください。

〇事務局 (江﨑)

整理番号13番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇36番(古賀)

5月23日に地元委員さんと申請書及び現地等の確認をしましたが、地元推進委員としては 問題ないと思われますので、皆様方の御審議のほどをよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号13番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何 か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第9号、整理番号13番を原案どおり許可することに決定 いたします。

次に、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局は、整理番号1番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 南瀬高駅から500メートル以内の第二種農地に建売住宅建設のために転用するものです。

東は道路、西は水路、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承 済みです。

水利関係は、地元農区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し西側水路へ放流します。

雨水排水については、溜桝を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番 (石橋)

6月5日に地元の農業委員さんたち、また役場の事務局の皆様と一応見に行ったんですけど、 何ら問題はないと思われました。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (加藤)

6月5日、申請書並びに現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくお願いします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がりが10~クタール以上の第一種農地に駐車場を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は道路、西は水路・北は宅地、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜桝を設置し周辺水路へ放流します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番(松尾)

6月5日に、現地に譲受人、農業委員会事務局、農地委員、地元農業委員集合のもと、申請 書により現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の 御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (加藤)

6月5日、申請書並びに現地確認を行っております。農地委員会としては問題ないと思われますので、皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (徳永)

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定 いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 農地の広がりが10~クタール未満の第二種農地に居宅及び倉庫を建設するために転用する ものです。

東は田、西は道路、北は田、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済 みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し周辺水路へ放流します。

雨水排水については、自然流下します。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番 (上原)

譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、6月5日に現地確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長 (德永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (加藤)

これも6月5日、申請書並びに現地確認をしております。農地委員会としては問題ないと考えております。皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定 いたします。 続きまして、事務局は、整理番号4番について説明してください。

〇事務局(相地)

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。 農地の広がりが10~クタール未満の第二種農地に太陽光発電施設を建設するために転用するものです。

東は田、西は水路、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜桝を設置し、周辺水路へ放流します。以上です。

〇議長 (德永)

次に、地元委員の意見をお願いします。

〇39番 (岩屋)

6月5日に現地を確認いたしましたけれども、何ら問題ないと思われますので、皆さんの御 審議よろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

〇農地委員 (加藤)

これも6月5日、確認をいたしております。計画では土を入れてかさ上げするという計画でありましたが、東側の農地の方が大雨のときに水がはけないということでかさ上げはやめて欲しいということでありましたので、かさ上げをしないということで確認しております。そういうことで了承していただきましたので、農地委員会としては問題ないと考えております。皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〇4番 (河野)

私が現地確認に行ったんですけれども、ちょっと分からないのでお尋ねします。

ここは太陽光を上げるということで除外地申請から転用まで行われているけれども、その 中で質問があっていたのは、太陽光をやめて、また何か別の建物ですかね、そういうことを できるかどうかという話やったですけど、そこら辺のところをちょっと説明をお願いします。

〇事務局(相地)

河野委員の質問にお答えいたします。

今の太陽光発電を造った後にということですか。完了してしまえば、農地法からの縛りが 外れてしまいます。ということで、太陽光発電を造った後に登記を、雑種地なりで登記され てしまった場合は、その後についてはもう何を建てられても問題ないといいますか、そうい うことになるかと思われます。

〇議長 (徳永)

よろしいですか。

〇2番(新開)

いいですか、議長。

今説明がありましたが、転用して現物を造って、それで期間は何年とか何か月、そうい う期間はないんですか。

〇事務局(相地)

はい、期間はございません。完了してしまえばそれで終わりです。

〇2番(新開)

なら造って、1か月もたたんうちに造り替えてもいいということですね、そういうふうに 認可された後は。

〇事務局(相地)

極端な話そうなります。ただ、そこら辺を農業委員さん方にちゃんと見ていただいて、違う目的で転用されるところじゃないということを確認していただいた上で、正しい転用をしていただくようなことになるかと思います。

〇議長 (徳永)

ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御異議がないようですので、議案第10号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定 いたします。

次に、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決 定についてを議題とします。

事務局は、議案第11号について説明をしてください。

〇事務局(田中)

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田47万5,165平方メートル、畑3万906平方メートル、合計50万6,071平方メートルで、件数は132件、筆数332筆となっております。

期間借地につきましては、田5万5,424平方メートル、畑2,204平方メートル、合計5万7,628平方メートルで、件数は10件、筆数は24筆となっております。内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

〇議長 (德永)

ただいま議案第11号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第11号は決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、2. 協議事項、第1号「みやま市農業委員会令和元年度の目標及びその達成 に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画について」を 協議します。

協議事項第1号について事務局、説明をお願いします。

〇事務局(相地)

「みやま市農業委員会令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画について」ですが、内容については、先月説明いたしましたので省略させていただきます。5月に市のホームページに掲載し意見を求めましたが、特段意見はございませんでした。

今回、それを受けて、この令和元年度点検・評価並びに令和2年度活動計画(案)を提案 いたします。

この総会で決定いただければ、6月から1年間みやま市のホームページに掲載いたします。 以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま協議事項第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御異議がないようですので、協議事項第1号「みやま市農業委員会令和元年度の目標及び その達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画につ いて」は提案のとおり決定いたします。

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、1件の取消しを受け付けております。譲受人は、贈与にて譲り受けた農地で耕作を予定しておりましたが、所有権移転不履行のため今回の取消しを行うものです。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農業用倉庫建築のための転用届出を2件受理しております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が 19件出されております。内容については、設定が14件、所有権移転が5件となっております。 以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、届出が3件出されております。内容については、自作が1件、所有権移転が1件、設定が1件となっております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第5号、非農地証明交付について、1件の交付を行っております。令和2年5月2 5日に総務委員、地元委員及び事務局で現地調査を行っております。以上です。

〇議長 (徳永)

次に、総務委員会からの意見をお願いします。

○2番 (新開)

5月25日に事務局と農業委員、地元推進委員とで現地を確認いたしましたが、これもまた現状維持、20年間そのままだそうでしたので、これも確認で問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (德永)

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (德永)

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。 続きまして、報告事項、第6号について、事務局は説明をお願いします。

〇事務局(相地)

報告事項、第6号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、法人 9団体、筆数29筆、面積3万3,067平方メートル行っております。以上です。

〇議長 (徳永)

ただいま報告事項、第6号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御 質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (徳永)

御質問がないようですので、報告事項、第6号をこれで終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。 長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時17分 閉会